



宮崎県公報

平成21年12月18日(金曜日)号外 第83号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

条 例

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) 1

頁

○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…(行政経営課) 2
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………() 3
○宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例……………(医療薬務課) 24
○公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例……………(警察本部) 25

本号で公布された条例のあらまし

◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 改正の理由及び主な内容

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、船員保険法が一部改正されることに伴い、船員を条例の対象とする必要があるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年1月1日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 改正の理由及び主な内容

消費者安全法の施行に伴い、宮崎県消費生活センター等の設置目的について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎市と清武町、小林市と野尻町が合併することに伴い、関係規定の整備を行うとともに、農事組合法人の成立に係る届出の受理など知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例(条例第53号)

1 制定の理由及び主な内容

大規模地震等の災害時における適切な医療提供体制の維持を図るため、宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 改正の理由及び主な内容

県民の安全で平穏な生活を確保することを目的として、現行条例では規制できない新たな形態の客引き行為の規制等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第50号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員並びにその他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第 274号）第 1 条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条、<u>第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）</u>を除く。）の規定の例による。</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員並びにその他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第 274号）第 1 条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、<u>第45条及び第46条</u>を除く。）の規定の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には改正後の条例の規定による補償は行わない。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第51号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設 置 目 的</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県消費生活センター</td> <td><u>住民の消費生活に関する苦情相談、研修及び商品展示</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県都城地方消費生活センター</td> <td><u>のための施設</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県延岡地方消費生活センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 目 的	位 置	[略]			宮崎県消費生活センター	<u>住民の消費生活に関する苦情相談、研修及び商品展示</u>	[略]	宮崎県都城地方消費生活センター	<u>のための施設</u>		宮崎県延岡地方消費生活センター			[略]			<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設 置 目 的</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県消費生活センター</td> <td><u>消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条に規定する消費生活センター</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県都城地方消費生活センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県延岡地方消費生活センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 目 的	位 置	[略]			宮崎県消費生活センター	<u>消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条に規定する消費生活センター</u>	[略]	宮崎県都城地方消費生活センター			宮崎県延岡地方消費生活センター			[略]		
名 称	設 置 目 的	位 置																																			
[略]																																					
宮崎県消費生活センター	<u>住民の消費生活に関する苦情相談、研修及び商品展示</u>	[略]																																			
宮崎県都城地方消費生活センター	<u>のための施設</u>																																				
宮崎県延岡地方消費生活センター																																					
[略]																																					
名 称	設 置 目 的	位 置																																			
[略]																																					
宮崎県消費生活センター	<u>消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条に規定する消費生活センター</u>	[略]																																			
宮崎県都城地方消費生活センター																																					
宮崎県延岡地方消費生活センター																																					
[略]																																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第52号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
1の4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）による次の事務（火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。）	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、えびの市、 <u>清武町</u> 、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町及び椎葉村	1の4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）による次の事務（火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。）	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、えびの市、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町及び椎葉村
(1) 第25条第1項の規定による許可に関すること。		(1) 第25条第1項の規定による許可に関すること。	
(2) 第25条第3項の規定による許可の取消しに関すること。		(2) 第25条第3項の規定による許可の取消しに関すること。	
(3) 第43条第1項の規定による立入検査等に関すること。		(3) 第43条第1項の規定による立入検査等に関すること。	
(4) 第45条の規定による緊急措置に関すること。		(4) 第45条の規定による緊急措置に関すること。	
(5) 第46条第2項の規定による報告の徴収に関すること。		(5) 第46条第2項の規定による報告の徴収に関すること。	
(6) 第47条の規定による指示に関すること。		(6) 第47条の規定による指示に関すること。	
(7) 第52条第1項の規定による意見の聴取に関すること。		(7) 第52条第1項の規定による意見の聴取に関すること。	
(8) 第52条第2項の規定による通報に関すること。		(8) 第52条第2項の規定による通報に関すること。	
[略]		[略]	
1の6 地方自治法による次の事務	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、 <u>清武町</u> 、三股町、国富町、綾町、高鍋町、木城町、川南町及び都農町	1の6 地方自治法による次の事務	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、木城町、川南町及び都農町
(1) 第260条第1項の規定による届出の受理に関すること。		(1) 第260条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
(2) 第260条第2項の規定による告示に関すること。		(2) 第260条第2項の規定による告示に関すること。	
[略]		[略]	
2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務	各市町村	2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務	各市町村
(1)～(5) [略]		(1)～(5) [略]	
(6) 第9条第12項の規定による鳥獣の捕獲等の許可を受けた者からの捕獲等の報告（(1)の事務に係るものに限る。）の受理に		(6) 第9条第13項の規定による鳥獣の捕獲等の許可を受けた者からの捕獲等の報告（(1)の事務に係るものに限る。）の受理に	

<p>関すること。 (7)~(13) [略]</p>		<p>関すること。 (7)~(13) [略]</p>	
<p>2の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による許可に関すること。 ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他の理由により緊急に保護を要するものの捕獲又は採取をしようとする場合 イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようとする場合 (2) 第9条第7項の規定による許可証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (3) 第9条第8項の規定による従事者証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (4) 第9条第9項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関すること。 (5) 第9条第11項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関すること。 (6) 第9条第13項の規定による報告((1)の事務に係るものに限る。)の受理に関すること。 (7) 第19条第3項の規定による登録票(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (8) 第19条第5項の規定による更新(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)に関すること。 (9) 第19条第6項の規定による登録票の再交付に関すること。 (10) 第20条第3項の規定による届出(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)の受理に関すること。 (11) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理に関すること。 (12) 第75条第1項の規定による報告の徴収((1)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (13) 第75条第3項の規定による立入検査((1)及び(7)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p>	<p>宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、清武町、三股町、高原町、野尻町、新富町、西米良村、木城町、川南町、諸塚村、椎葉村及び日之影町</p>	<p>2の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による許可に関すること。 ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他の理由により緊急に保護を要するものの捕獲又は採取をしようとする場合 イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようとする場合 (2) 第9条第7項の規定による許可証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (3) 第9条第8項の規定による従事者証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (4) 第9条第9項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関すること。 (5) 第9条第11項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関すること。 (6) 第9条第13項の規定による報告((1)の事務に係るものに限る。)の受理に関すること。 (7) 第19条第3項の規定による登録票(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (8) 第19条第5項の規定による更新(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)に関すること。 (9) 第19条第6項の規定による登録票の再交付に関すること。 (10) 第20条第3項の規定による届出(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)の受理に関すること。 (11) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理に関すること。 (12) 第75条第1項の規定による報告の徴収((1)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (13) 第75条第3項の規定による立入検査((1)及び(7)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p>	<p>宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、新富町、西米良村、木城町、川南町、諸塚村、椎葉村及び日之影町</p>
<p>2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 第24条第1項の規定による許可に関すること。 (2) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付に関すること。 (3) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付に関すること。 (4) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理に関すること。</p>	<p>都城市、日南市、小林市、えびの市、高原町、野尻町、新富町、西米良村、木城町、諸塚村及び日之影町</p>	<p>2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 第24条第1項の規定による許可に関すること。 (2) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付に関すること。 (3) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付に関すること。 (4) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理に関すること。</p>	<p>都城市、日南市、小林市、えびの市、高原町、新富町、西米良村、木城町、諸塚村及び日之影町</p>

<p>(5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。)に関する こと。</p> <p>(6) 第75条第3項の規定による立入検査 (1)の事務に係るものに限る。)に関する こと。</p>		<p>(5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。)に関する こと。</p> <p>(6) 第75条第3項の規定による立入検査 (1)の事務に係るものに限る。)に関する こと。</p>	
<p>3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 施行規則 (平成14年環境省令第28号) による 次の事務</p> <p>(1) 第7条第10項の規定による許可証の交 付を受けた者からの住所等の変更の届出の 受理に関すること。</p> <p>(2) 第7条第11項の規定による従事者証の 交付を受けた者に係る住所及び氏名の変更 の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第7条第12項の規定による許可証の亡 失の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第7条第13項の規定による従事者証の 亡失の届出の受理に関すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	各市町村	<p>3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 施行規則 (平成14年環境省令第28号) による 次の事務</p> <p>(1) 第7条第11項の規定による許可証の交 付を受けた者からの住所等の変更の届出の 受理に関すること。</p> <p>(2) 第7条第12項の規定による従事者証の 交付を受けた者に係る住所及び氏名の変更 の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第7条第13項の規定による許可証の亡 失の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第7条第14項の規定による従事者証の 亡失の届出の受理に関すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	各市町村
<p>3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する 法律施行規則による次の事務</p> <p>(1) 第24条第5項の規定による販売許可証 の交付を受けた者からの住所等の変更の届 出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第24条第6項の規定による販売許可証 の亡失の届出の受理に関すること。</p>	都城市、日 南市、小林 市、えびの 市、高原町 、野尻町、 新富町、西 米良村、木 城町、諸塚 村及び日之 影町	<p>3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する 法律施行規則による次の事務</p> <p>(1) 第24条第5項の規定による販売許可証 の交付を受けた者からの住所等の変更の届 出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第24条第6項の規定による販売許可証 の亡失の届出の受理に関すること。</p>	都城市、日 南市、小林 市、えびの 市、高原町 、新富町、 西米良村、 木城町、諸 塚村及び日 之影町
[略]		[略]	
<p>8の2 保健師助産師看護師法施行令 (昭和28 年政令第 386号) による次の事務</p> <p>(1) 第1条第1項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(2) 第1条第2項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第3条第2項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第3条第4項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5)~(16) [略]</p>	宮崎市及び 都城市	<p>8の2 保健師助産師看護師法施行令 (昭和28 年政令第 386号) による次の事務</p> <p>(1) 第1条の3第1項の規定による申請の 受理に関すること。</p> <p>(2) 第1条の3第2項の規定による申請の 受理に関すること。</p> <p>(3) 第3条第3項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第3条第5項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5)~(16) [略]</p>	宮崎市及び 都城市
[略]		[略]	
<p>13の8 薬剤師法施行令 (昭和36年政令第13号) による次の事務</p> <p>(1) 第1条の規定による申請の受理に関す ること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による申請の受理</p>	宮崎市及び 都城市	<p>13の8 薬剤師法施行令 (昭和36年政令第13号) による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による申請の受理に関す ること。</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による申請の受理</p>	宮崎市及び 都城市

<p>に 関 す る こ と。 (6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理に関する こ と。 (7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関する こ と。 (8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関する こ と。</p>		<p>に 関 す る こ と。 (6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理に関する こ と。 (7) 第10条第1項の規定による免許証の返納の受理に関する こ と。 (8) 第10条第2項の規定による免許証の返納の受理に関する こ と。</p>	
[略]		[略]	
<p>18の2 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務 (1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関する こ と。 (2) 第37条の規定による給水停止命令((1)の事務に係るもの に 限 る。))に関する こ と。 (3) 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に 関 す る こ と。</p>	<p>都 城 市、<u>延岡市</u>、<u>日向市</u>、<u>えびの市</u>、<u>高原町</u>、<u>野尻町</u>、<u>国富町</u>、<u>木城町</u>、<u>門川町</u>及び<u>美郷町</u></p>	<p>18の2 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務 (1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関する こ と。 (2) 第37条の規定による給水停止命令((1)の事務に係るもの に 限 る。))に関する こ と。 (3) 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に 関 す る こ と。</p>	<p>都 城 市、<u>延岡市</u>、<u>日向市</u>、<u>えびの市</u>、<u>高原町</u>、<u>国富町</u>、<u>木城町</u>、<u>門川町</u>及び<u>美郷町</u></p>
[略]		[略]	
<p>18の4 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>都 城 市、<u>延岡市</u>、<u>日南市</u>、<u>日向市</u>、<u>清武町</u>、<u>野尻町</u>、<u>国富町</u>、<u>綾町</u>、<u>都農町</u>、<u>門川町</u>、<u>諸塚村</u>、<u>椎葉村</u>、<u>美郷町</u>、<u>高千穂町</u>、<u>日之影町</u>及び<u>五ヶ瀬町</u></p>	<p>18の4 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>都 城 市、<u>延岡市</u>、<u>日南市</u>、<u>小林市</u>、<u>日向市</u>、<u>国富町</u>、<u>綾町</u>、<u>都農町</u>、<u>門川町</u>、<u>諸塚村</u>、<u>椎葉村</u>、<u>美郷町</u>、<u>高千穂町</u>、<u>日之影町</u>及び<u>五ヶ瀬町</u></p>
[略]		[略]	
<p>19の2 農地法(昭和27年法律第229号)による次の事務 (1) 第3条第1項の規定による許可に関する こ と。 (2) 第4条第1項の規定による許可(同一の事業の目的に供す る た め の 2ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。)に関する こ と。 (3) 第4条第3項の規定による意見の聴取((2)の事務に係るもの に 限 る。))に関する こ と。 (4) 第5条第1項の規定による許可(同一の事業の目的に供す る た め の 2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。)に関する こ と。 (5) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取((4)の事</p>	<p>宮 崎 市 及 び <u>清武町</u></p>	<p>19の2 農地法(昭和27年法律第229号)による次の事務 (1) 第3条第1項の規定による許可に関する こ と。 (2) 第4条第1項の規定による許可(同一の事業の目的に供す る た め の 2ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。)に関する こ と。 (3) 第4条第3項の規定による意見の聴取((2)の事務に係るもの に 限 る。))に関する こ と。 (4) 第5条第1項の規定による許可(同一の事業の目的に供す る た め の 2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。)に関する こ と。 (5) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取((4)の事</p>	<p>宮 崎 市</p>

<p>務に係るものに限る。)に関する事 (6) 第20条第1項の規定による許可に関する事 (7) 第20条第3項の規定による意見の聴取に関する事 (8) 第82条第1項の規定による立入調査等((1)、(2)、(4)、(6)及び(12)の事務に係るものに限る。)に関する事 (9) 第82条第3項の規定による通知又は公示((8)の事務に係るものに限る。)に関する事 (10) 第82条第5項の規定による損失の補償((8)の事務に係るものに限る。)に関する事 (11) 第83条の規定による報告の徴収((1)、(2)、(4)、(6)、(8)から(10)まで及び(12)の事務に係るものに限る。)に関する事 (12) 第83条の2の規定による違反転用に対する処分((2)及び(4)の事務に係るものに限る。)に関する事</p>		<p>務に係るものに限る。)に関する事 (6) 第18条第1項の規定による許可に関する事 (7) 第18条第3項の規定による意見の聴取に関する事 (8) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)、(2)、(4)、(6)及び(12)の事務に係るものに限る。)に関する事 (9) 第49条第3項の規定による通知又は公示((8)の事務に係るものに限る。)に関する事 (10) 第49条第5項の規定による損失の補償((8)の事務に係るものに限る。)に関する事 (11) 第50条の規定による報告の徴収((1)、(2)、(4)、(6)、(8)から(10)まで及び(12)の事務に係るものに限る。)に関する事 (12) 第51条第1項の規定による違反転用に対する処分((2)及び(4)の事務に係るものに限る。)に関する事</p>	
<p>19の3 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)による次の事務 (1) 第15条の2第1項の規定による許可に関する事 (2) 第15条の2第6項の規定による意見の聴取に関する事 (3) 第15条の3の規定による監督処分に関する事 (4) 第15条の4第1項の規定による勧告に関する事 (5) 第15条の4第2項の規定による勧告等の公表に関する事</p>	清武町	<p>19の3 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)による次の事務 (1) 第15条の2第1項の規定による許可に関する事 (2) 第15条の2第6項の規定による意見の聴取に関する事 (3) 第15条の3の規定による監督処分に関する事 (4) 第15条の4第1項の規定による勧告に関する事 (5) 第15条の4第2項の規定による勧告等の公表に関する事</p>	宮崎市
[略]		[略]	

第2条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
事	務	市町村	事	務	市町村
[略]			[略]		
1の4	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)による次の事務(火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。)	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、えびの市、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町及び椎葉村	1の4	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)による次の事務(火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。)	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、 <u>西都市</u> 、えびの市、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、 <u>都農町</u> 及び椎葉村
(1)	第25条第1項の規定による許可に関する事		(1)	第25条第1項の規定による許可に関する事	
(2)	第25条第3項の規定による許可の取消しに関する事		(2)	第25条第3項の規定による許可の取消しに関する事	
(3)	第43条第1項の規定による立入検査等に関する事		(3)	第43条第1項の規定による立入検査等に関する事	
(4)	第45条の規定による緊急措置に関する事		(4)	第45条の規定による緊急措置に関する事	
(5)	第46条第2項の規定による報告の徴収に関する事		(5)	第46条第2項の規定による報告の徴収に関する事	

<p>(6) 第47条の規定による指示に関すること。 (7) 第52条第1項の規定による意見の聴取に関すること。 (8) 第52条第2項の規定による通報に関すること。</p>		<p>(6) 第47条の規定による指示に関すること。 (7) 第52条第1項の規定による意見の聴取に関すること。 (8) 第52条第2項の規定による通報に関すること。</p>	
<p>1の5 地方自治法による次の事務 (1) 第9条の5第1項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第9条の5第2項の規定による告示に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、三股町、高鍋町、木城町、川南町及び都農町</p>	<p>1の5 地方自治法による次の事務 (1) 第9条の5第1項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第9条の5第2項の規定による告示に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市、日南市、小林市、<u>串間市</u>、えびの市、三股町、高鍋町、木城町、川南町及び都農町</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>2の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による許可に関すること。 ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他の理由により緊急に保護を要するものの捕獲又は採取をしようとする場合 イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようとする場合 (2) 第9条第7項の規定による許可証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (3) 第9条第8項の規定による従事者証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (4) 第9条第9項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関すること。 (5) 第9条第11項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関すること。 (6) 第9条第13項の規定による報告((1)の事務に係るものに限る。)の受理に関すること。 (7) 第19条第3項の規定による登録票(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (8) 第19条第5項の規定による更新(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)に関すること。 (9) 第19条第6項の規定による登録票の再交付に関すること。 (10) 第20条第3項の規定による届出(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)の受理に関すること。 (11) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理に関すること。 (12) 第75条第1項の規定による報告の徴収((1)の事務に係るものに限る。)に関する</p>	<p>宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、新富町、西米良村、木城町、川南町、諸塚村、椎葉村及び日之影町</p>	<p>2の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による許可に関すること。 ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他の理由により緊急に保護を要するものの捕獲又は採取をしようとする場合 イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようとする場合 (2) 第9条第7項の規定による許可証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (3) 第9条第8項の規定による従事者証((1)の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (4) 第9条第9項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関すること。 (5) 第9条第11項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関すること。 (6) 第9条第13項の規定による報告((1)の事務に係るものに限る。)の受理に関すること。 (7) 第19条第3項の規定による登録票(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付に関すること。 (8) 第19条第5項の規定による更新(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)に関すること。 (9) 第19条第6項の規定による登録票の再交付に関すること。 (10) 第20条第3項の規定による届出(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。)の受理に関すること。 (11) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理に関すること。 (12) 第75条第1項の規定による報告の徴収((1)の事務に係るものに限る。)に関する</p>	<p>宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、<u>綾町</u>、新富町、西米良村、木城町、川南町、諸塚村、椎葉村及び日之影町</p>

ること。 (13) 第75条第3項の規定による立入検査 (1)及び(7)の事務に係るものに限る。) に関すること。		ること。 (13) 第75条第3項の規定による立入検査 (1)及び(7)の事務に係るものに限る。) に関すること。	
2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 第24条第1項の規定による許可に関すること。 (2) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付に関すること。 (3) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付に関すること。 (4) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理に関すること。 (5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (6) 第75条第3項の規定による立入検査 (1)の事務に係るものに限る。) に関すること。	都城市、日南市、小林市、えびの市、高原町、新富町、西米良村、木城町、諸塚村及び日之影町	2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1) 第24条第1項の規定による許可に関すること。 (2) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付に関すること。 (3) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付に関すること。 (4) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理に関すること。 (5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関すること。 (6) 第75条第3項の規定による立入検査 (1)の事務に係るものに限る。) に関すること。	宮崎市、都城市、日南市、小林市、えびの市、高原町、 <u>綾町</u> 、新富町、西米良村、木城町、諸塚村及び日之影町
[略]		[略]	
3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則による次の事務 (1) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付を受けた者からの住所等の変更の届出の受理に関すること。 (2) 第24条第6項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理に関すること。	都城市、日南市、小林市、えびの市、高原町、新富町、西米良村、木城町、諸塚村及び日之影町	3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則による次の事務 (1) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付を受けた者からの住所等の変更の届出の受理に関すること。 (2) 第24条第6項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理に関すること。	宮崎市、都城市、日南市、小林市、えびの市、高原町、 <u>綾町</u> 、新富町、西米良村、木城町、諸塚村及び日之影町
3の3 温泉法(昭和23年法律第125号)による次の事務 (1) [略] (2) 第5条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理に関すること。 (3) 第6条第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理に関すること。 (4) 第7条第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理に関すること。 (5) 第8条第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。 (6) [略]	宮崎市	3の3 温泉法(昭和23年法律第125号)による次の事務 (1) [略] (2) 第5条第2項(第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理に関すること。 (3) 第6条第1項(第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による <u>承認</u> の申請の受理に関すること。 (4) 第7条第1項(第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理に関すること。 (5) <u>第7条の2第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による申請の受理に関すること。 (6) 第8条第1項(第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。 (7) [略] (8) <u>第14条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</u> (9) <u>第14条の3第1項の規定による承認の申請の受理に関すること。</u>	宮崎市

<p>(7)~(9) [略]</p>		<p>(10) 第14条の4第1項の規定による申請の受理に関すること。 (11) 第14条の5第1項の規定による確認の申請の受理に関すること。 (12) 第14条の6第2項の規定による届出の受理に関すること。 (13) 第14条の7第1項の規定による申請の受理に関すること。 (14) 第14条の8第1項の規定による届出の受理に関すること。 (15)~(17) [略]</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>4 自然公園法(昭和32年法律第161号)による次の事務(国定公園に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可の申請の受理に関すること。 (2) 第13条第3項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関すること。 (3) 第14条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。 (4) 第24条第3項の規定による海中公園地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。 (5) 第26条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること。</p>	<p>各市町村(日向市を除く。)</p>	<p>4 自然公園法(昭和32年法律第161号)による次の事務(国定公園に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可の申請の受理に関すること。 (2) 第13条第3項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関すること。 (3) 第14条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。 (4) 第24条第3項の規定による海中公園地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。 (5) 第26条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること。</p>	<p>各市町村(宮崎市及び日向市を除く。)</p>
<p>4の2 自然公園法による次の事務(国定公園に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第10条第2項の規定による公園事業の執行の協議に関すること。 (2) 第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可に関すること。 (3) 第13条第3項の規定による特別地域内における行為の許可に関すること。 (4) 第13条第6項の規定による特別地域内における行為の届出の受理に関すること。 (5) 第13条第7項の規定による特別地域内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。 (6) 第13条第8項の規定による特別地域内における木竹の植栽等の届出の受理に関すること。 (7) 第14条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可に関すること。 (8) 第14条第6項の規定による特別保護地区内における行為の届出の受理に関すること。 (9) 第14条第7項の規定による特別保護地区内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。 (10) 第24条第3項の規定による海中公園地区内における行為の許可に関すること。 (11) 第24条第6項の規定による海中公園地</p>	<p>日向市</p>	<p>4の2 自然公園法による次の事務(国定公園に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第10条第2項の規定による公園事業の執行の協議に関すること。 (2) 第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可に関すること。 (3) 第13条第3項の規定による特別地域内における行為の許可に関すること。 (4) 第13条第6項の規定による特別地域内における行為の届出の受理に関すること。 (5) 第13条第7項の規定による特別地域内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。 (6) 第13条第8項の規定による特別地域内における木竹の植栽等の届出の受理に関すること。 (7) 第14条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可に関すること。 (8) 第14条第6項の規定による特別保護地区内における行為の届出の受理に関すること。 (9) 第14条第7項の規定による特別保護地区内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。 (10) 第24条第3項の規定による海中公園地区内における行為の許可に関すること。 (11) 第24条第6項の規定による海中公園地</p>	<p>宮崎市及び日向市</p>

<p>区内における行為の届出の受理に関する事 こと。</p> <p>(12) 第24条第7項の規定による海中公園地 区内における緊急措置の行為の届出の受理 に関する事 こと。</p> <p>(13) 第25条の規定による条件の付加 ((3) 、(7)及び(10)の事務に係るものに限る。) に関する事 こと。</p> <p>(14) 第26条第1項の規定による普通地域内 における行為の届出の受理に関する事 こと。</p> <p>(15) 第26条第2項の規定による措置命令に 関する事 こと。</p> <p>(16) 第26条第4項の規定による期間の延長 及び通知に関する事 こと。</p> <p>(17) 第26条第6項の規定による期間の短縮 に関する事 こと。</p> <p>(18) 第27条第1項の規定による措置命令 ((3) 、(7)、(10)、(13)及び(15)の事務に係るものに限る。) に関する事 こと。</p> <p>(19) 第27条第2項の規定による原状回復等 及び公告に関する事 こと。</p> <p>(20) 第28条第1項の規定による報告の徴収 ((3)、(7)、(10)及び(15)の事務に係る ものに限る。) に関する事 こと。</p> <p>(21) 第28条第2項の規定による立入検査等 ((3)、(7)、(10)、(15)、(18)及び(19) の事務に係るものに限る。) に関する事 こと 。</p> <p>(22) 第56条第1項の規定による国が行う行 為についての国との協議に関する事 こと。</p> <p>(23) 第56条第3項の規定による国からの通 知の受理に関する事 こと。</p> <p>(24) 第56条第4項の規定による風景保護の ために執るべき措置についての国との協議 に関する事 こと。</p>		<p>区内における行為の届出の受理に関する事 こと。</p> <p>(12) 第24条第7項の規定による海中公園地 区内における緊急措置の行為の届出の受理 に関する事 こと。</p> <p>(13) 第25条の規定による条件の付加 ((3) 、(7)及び(10)の事務に係るものに限る。) に関する事 こと。</p> <p>(14) 第26条第1項の規定による普通地域内 における行為の届出の受理に関する事 こと。</p> <p>(15) 第26条第2項の規定による措置命令に 関する事 こと。</p> <p>(16) 第26条第4項の規定による期間の延長 及び通知に関する事 こと。</p> <p>(17) 第26条第6項の規定による期間の短縮 に関する事 こと。</p> <p>(18) 第27条第1項の規定による措置命令 ((3) 、(7)、(10)、(13)及び(15)の事務に係るものに限る。) に関する事 こと。</p> <p>(19) 第27条第2項の規定による原状回復等 及び公告に関する事 こと。</p> <p>(20) 第28条第1項の規定による報告の徴収 ((3)、(7)、(10)及び(15)の事務に係る ものに限る。) に関する事 こと。</p> <p>(21) 第28条第2項の規定による立入検査等 ((3)、(7)、(10)、(15)、(18)及び(19) の事務に係るものに限る。) に関する事 こと 。</p> <p>(22) 第56条第1項の規定による国が行う行 為についての国との協議に関する事 こと。</p> <p>(23) 第56条第3項の規定による国からの通 知の受理に関する事 こと。</p> <p>(24) 第56条第4項の規定による風景保護の ために執るべき措置についての国との協議 に関する事 こと。</p>	
<p>4の3 自然公園法施行令(昭和32年政令第2 98号)による次の事務(国定公園に係るもの に限る。)</p> <p>(1) 第17条において準用する第4条第2項 (第6条第2項において準用する場合を含 む。)の規定による施設の供用の期日の延 期に関する事 こと。</p> <p>(2) 第17条において準用する第5条の規定 による管理又は経営方法の届出の受理に 関する事 こと。</p> <p>(3) 第17条において準用する第6条第1項 の規定による施設の変更等の承認に 関する事 こと。</p> <p>(4) 第17条において準用する第7条の規定 による公園事業の休止及び廃止の承認に 関する事 こと。</p> <p>(5) 第17条において準用する第8条第1項 の規定による地位の承継の承認に 関する事 こと。</p>	日向市	<p>4の3 自然公園法施行令(昭和32年政令第2 98号)による次の事務(国定公園に係るもの に限る。)</p> <p>(1) 第17条において準用する第4条第2項 (第6条第2項において準用する場合を含 む。)の規定による施設の供用の期日の延 期に関する事 こと。</p> <p>(2) 第17条において準用する第5条の規定 による管理又は経営方法の届出の受理に 関する事 こと。</p> <p>(3) 第17条において準用する第6条第1項 の規定による施設の変更等の承認に 関する事 こと。</p> <p>(4) 第17条において準用する第7条の規定 による公園事業の休止及び廃止の承認に 関する事 こと。</p> <p>(5) 第17条において準用する第8条第1項 の規定による地位の承継の承認に 関する事 こと。</p>	宮崎市及び 日向市

<p>(6) 第17条において準用する第9条の規定による条件の付加に関すること。</p> <p>(7) 第17条において準用する第11条の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第17条において準用する第12条第1項の規定による公園事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(9) 第17条において準用する第13条の規定による公園事業に係る改善命令に関すること。</p> <p>(10) 第17条において準用する第14条第2項の規定による公園事業の執行の認可の取消しに関すること。</p> <p>(11) 第17条において準用する第15条の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(12) 第17条において準用する第16条において準用する第4条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の供用の期日の延期に関すること。</p> <p>(13) 第17条において準用する第16条において準用する第5条の規定による管理又は経営方法の届出の受理に関すること。</p> <p>(14) 第17条において準用する第16条において準用する第6条第1項の規定による施設の変更等の協議及び同意に関すること。</p> <p>(15) 第17条において準用する第16条において準用する第7条の規定による公園事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第17条において準用する第16条において準用する第8条第1項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(17) 第17条において準用する第16条において準用する第11条の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(18) 第17条において準用する第16条において準用する第12条第1項の規定による公園事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>		<p>(6) 第17条において準用する第9条の規定による条件の付加に関すること。</p> <p>(7) 第17条において準用する第11条の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第17条において準用する第12条第1項の規定による公園事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(9) 第17条において準用する第13条の規定による公園事業に係る改善命令に関すること。</p> <p>(10) 第17条において準用する第14条第2項の規定による公園事業の執行の認可の取消しに関すること。</p> <p>(11) 第17条において準用する第15条の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(12) 第17条において準用する第16条において準用する第4条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の供用の期日の延期に関すること。</p> <p>(13) 第17条において準用する第16条において準用する第5条の規定による管理又は経営方法の届出の受理に関すること。</p> <p>(14) 第17条において準用する第16条において準用する第6条第1項の規定による施設の変更等の協議及び同意に関すること。</p> <p>(15) 第17条において準用する第16条において準用する第7条の規定による公園事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第17条において準用する第16条において準用する第8条第1項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(17) 第17条において準用する第16条において準用する第11条の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(18) 第17条において準用する第16条において準用する第12条第1項の規定による公園事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>	
<p>5 宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)による次の事務</p> <p>(1) 第7条第3項の規定による公園事業の執行の認可の申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第11条第4項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第22条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること。</p>	<p>各市町村</p>	<p>5 宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)による次の事務</p> <p>(1) 第7条第3項の規定による公園事業の執行の認可の申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第11条第4項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第22条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること。</p> <p>5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務</p> <p>(1) 第7条第2項の規定による協議及び同意に関すること。</p> <p>(2) 第7条第3項の規定による認可に関すること。</p> <p>(3) 第11条第4項の規定による許可に関すること。</p>	<p>各市町村(宮崎市を除く。)</p> <p>宮崎市</p>

		<p>ること。</p> <p>(4) 第11条第5項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第11条第6項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第11条第7項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第12条の規定による条件の付加に関すること。</p> <p>(8) 第22条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第22条第2項の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(10) 第22条第4項の規定による期間の延長及び通知に関すること。</p> <p>(11) 第22条第6項の規定による期間の短縮に関すること。</p> <p>(12) 第23条第1項の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(13) 第23条第2項の規定による原状回復等及び公示に関すること。</p> <p>(14) 第24条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(15) 第24条第2項の規定による立入検査等に関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>5の3 宮崎県立自然公園条例の施行のための規則による事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>宮崎市</p>
<p>6の4 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による認可に関すること。</p> <p>(2) 第6条第1項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による入会林野整備計画の適否の決定及び通知に関すること。</p> <p>(3) 第6条第3項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(4) 第6条第4項の規定による公告及び縦覧に関すること。</p> <p>(5) 第7条第1項の規定による異議の申出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第7条第2項の規定による協議をすべき旨の命令に関すること。</p> <p>(7) 第7条第3項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(8) 第8条第2項の規定による調停に関すること。</p> <p>(9) 第8条第4項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(10) 第9条第5項の規定による公告及び縦覧、異議の申出の受理、協議をすべき旨の</p>	<p>都城市及び日南市</p>	<p>[略]</p> <p>6の4 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による認可に関すること。</p> <p>(2) 第6条第1項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による入会林野整備計画の適否の決定及び通知に関すること。</p> <p>(3) 第6条第3項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(4) 第6条第4項の規定による公告及び縦覧に関すること。</p> <p>(5) 第7条第1項の規定による異議の申出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第7条第2項の規定による協議をすべき旨の命令に関すること。</p> <p>(7) 第7条第3項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(8) 第8条第2項の規定による調停に関すること。</p> <p>(9) 第8条第4項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(10) 第9条第5項の規定による公告及び縦覧、異議の申出の受理、協議をすべき旨の</p>	<p>宮崎市、都城市及び日南市</p>

<p>命令、報告の受理、調停並びに勧告に関すること。</p> <p>(11) 第9条第6項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(12) 第10条第1項の規定による申請の却下に関すること。</p> <p>(13) 第10条第2項の規定による通知に関すること。</p> <p>(14) 第11条第2項の規定による金銭の供託に係る指示に関すること。</p> <p>(15) 第11条第2項ただし書の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第11条第3項の規定による公告及び登記所への書面の送付に関すること。</p> <p>(17) 第14条第1項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による土地の分割又は合併の手續に関すること。</p> <p>(18) 第14条第2項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登記の嘱託に関すること。</p> <p>(19) 第14条第3項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び登記の嘱託に関すること。</p> <p>(20) 第19条の規定による認可に関すること。</p> <p>(21) 第22条第2項の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(22) 第22条第4項の規定による公告及び登記所への書面の送付に関すること。</p>		<p>命令、報告の受理、調停並びに勧告に関すること。</p> <p>(11) 第9条第6項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(12) 第10条第1項の規定による申請の却下に関すること。</p> <p>(13) 第10条第2項の規定による通知に関すること。</p> <p>(14) 第11条第2項の規定による金銭の供託に係る指示に関すること。</p> <p>(15) 第11条第2項ただし書の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第11条第3項の規定による公告及び登記所への書面の送付に関すること。</p> <p>(17) 第14条第1項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による土地の分割又は合併の手續に関すること。</p> <p>(18) 第14条第2項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登記の嘱託に関すること。</p> <p>(19) 第14条第3項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び登記の嘱託に関すること。</p> <p>(20) 第19条の規定による認可に関すること。</p> <p>(21) 第22条第2項の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(22) 第22条第4項の規定による公告及び登記所への書面の送付に関すること。</p>	
<p>6の5 森林組合法(昭和53年法律第36号)による次の事務(その地区が右欄の市町村の区域内である生産森林組合に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第99条の10の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第100条第2項において準用する第61条第2項の規定による認可に関すること。</p> <p>(3) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第78条第2項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(4) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第80条第1項の規定による通知に関すること。</p> <p>(5) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第80条第2項後段の規定による請求の受理に関すること。</p> <p>(6) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第80条第5項後段において準用する同条第2項後段の規定による請求の受理に関すること。</p> <p>(7) 第100条第2項において準用する第61条第4項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第100条第3項において準用する第78</p>	<p>都城市及び日南市</p>	<p>6の5 森林組合法(昭和53年法律第36号)による次の事務(その地区が右欄の市町村の区域内である生産森林組合に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第99条の10の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第100条第2項において準用する第61条第2項の規定による認可に関すること。</p> <p>(3) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第78条第2項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(4) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第80条第1項の規定による通知に関すること。</p> <p>(5) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第80条第2項後段の規定による請求の受理に関すること。</p> <p>(6) 第100条第2項において準用する第61条第3項において準用する第80条第5項後段において準用する同条第2項後段の規定による請求の受理に関すること。</p> <p>(7) 第100条第2項において準用する第61条第4項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第100条第3項において準用する第78</p>	<p>宮崎市、都城市及び日南市</p>

<p>(28) 第 113条第 2 項の規定による業務の停止命令又は役員の改選命令に関すること。</p> <p>(29) 第 114条の規定による解散命令に関すること。</p> <p>(30) 第 114条の 2 第 1 項の規定による官報への掲載に関すること。</p> <p>(31) 第 115条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による議決、選挙及び当選の取消しに関すること。</p>		<p>(28) 第 113条第 2 項の規定による業務の停止命令又は役員の改選命令に関すること。</p> <p>(29) 第 114条の規定による解散命令に関すること。</p> <p>(30) 第 114条の 2 第 1 項の規定による官報への掲載に関すること。</p> <p>(31) 第 115条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による議決、選挙及び当選の取消しに関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>7 の 4 [略]</p>		<p>7 の 4 [略]</p> <p>7 の 5 <u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 86 号) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第 5 条第 3 項の規定による届出の受理及び意見の付与に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第 6 条第 3 項の規定による通知の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第 7 条第 2 項の規定による通知の受理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第 7 条第 3 項の規定による通知の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第 7 条第 5 項の規定による説明の要求に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第 8 条第 2 項の規定による通知の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第 8 条第 4 項の規定による通知の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第 8 条第 5 項の規定による集計及び公表に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第 13 条の規定による資料の要求及び意見の陳述に関すること。</u></p> <p>7 の 6 <u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 (平成 13 年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第 12 条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第 12 条第 2 項の規定による通知に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第 12 条第 3 項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第 12 条第 4 項の規定による使用の停止に関すること。</u></p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>8 の 2 保健師助産師看護師法施行令 (昭和 28 年政令第 386 号) による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の 3 第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第 1 条の 3 第 2 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第 3 条第 3 項の規定による申請の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市及び 都城市</p>	<p>8 の 2 保健師助産師看護師法施行令 (昭和 28 年政令第 386 号) による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の 3 第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第 1 条の 3 第 2 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第 3 条第 3 項の規定による申請の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市、都 城市及び延 岡市</p>

<p>(4) 第3条第5項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第4条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第4条第3項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(7) 第5条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(8) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(9) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(10) 第6条第4項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(11) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(12) 第7条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(13) 第7条第6項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(14) 第8条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(15) 第8条第4項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(16) 第8条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>		<p>(4) 第3条第5項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第4条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第4条第3項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(7) 第5条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(8) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(9) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(10) 第6条第4項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(11) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(12) 第7条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(13) 第7条第6項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(14) 第8条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(15) 第8条第4項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(16) 第8条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	
<p>8の3 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)による次の事務</p> <p>(1) 第27条の規定による受験願書の受理に関すること。</p> <p>(2) 第30条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p>	宮崎市及び 都城市	<p>8の3 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)による次の事務</p> <p>(1) 第27条の規定による受験願書の受理に関すること。</p> <p>(2) 第30条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p>	宮崎市、都 城市及び延 岡市
<p>8の4 民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務(民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。)</p>	都城市及び 日南市	<p>8の4 民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務(民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。)</p>	都城市、延 岡市、日南 市及び串間 市
[略]		[略]	
<p>12の2 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)による次の事務</p> <p>(1) 第8条第3項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(2) 第11条の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市及び 都城市	<p>12の2 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)による次の事務</p> <p>(1) 第8条第3項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(2) 第11条の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市、都 城市及び延 岡市
<p>12の3 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)による次の事務</p>	宮崎市及び 都城市	<p>12の3 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)による次の事務</p>	宮崎市、都 城市及び延 岡市

<p>(1) 第 1 条の規定による申請の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第 1 条の 3 第 1 項の規定による申請の 受理に関すること。</p> <p>(3) 第 2 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 3 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p>		<p>(1) 第 1 条の規定による申請の受理に関す ること。</p> <p>(2) 第 1 条の 3 第 1 項の規定による申請の 受理に関すること。</p> <p>(3) 第 2 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 3 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p>	
<p>12の 4 診療放射線技師法施行令（昭和28年政 令第 385号）による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の 2 の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(2) 第 1 条の 4 第 2 項の規定による申請の 受理に関すること。</p> <p>(3) 第 2 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 3 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p>	<p>宮崎市及び 都城市</p>	<p>12の 4 診療放射線技師法（昭和26年法律第 2 26号）第28条第 2 項の規定による照射録の徴 収及び検査に関する事務</p>	<p>宮崎市</p>
<p>12の 5 [略]</p> <p>12の 6 医師法施行令（昭和28年政令第 382号 ）による次の事務</p> <p>(1) 第 3 条の規定による申請の受理に関す ること。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 6 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 9 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 9 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 10 条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第 10 条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市及び 都城市</p>	<p>12の 5 診療放射線技師法施行令（昭和28年政 令第 385号）による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の 2 の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(2) 第 1 条の 4 第 2 項の規定による申請の 受理に関すること。</p> <p>(3) 第 2 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 3 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p>	<p>宮崎市、都 城市及び延 岡市</p>
<p>12の 7 [略]</p> <p>12の 8 歯科医師法施行令（昭和28年政令第 3 83号）による次の事務</p> <p>(1) 第 3 条の規定による申請の受理に関す ること。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 6 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条第 2 項の規定による申請の受理</p>	<p>宮崎市及び 都城市</p>	<p>12の 6 [略]</p> <p>12の 7 医師法施行令（昭和28年政令第 382号 ）による次の事務</p> <p>(1) 第 3 条の規定による申請の受理に関す ること。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 6 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 9 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 9 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 10 条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第 10 条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市、都 城市及び延 岡市</p>
		<p>12の 8 [略]</p> <p>12の 9 歯科医師法施行令（昭和28年政令第 3 83号）による次の事務</p> <p>(1) 第 3 条の規定による申請の受理に関す ること。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 6 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条第 2 項の規定による申請の受理</p>	<p>宮崎市、都 城市及び延 岡市</p>

<p>に関すること。</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第10条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第10条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>		<p>に関すること。</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第10条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第10条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	
12の9 [略]		12の10 [略]	
[略]		[略]	
<p>13の2 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)による次の事務</p> <p>(1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市及び 都城市	<p>13の2 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)による次の事務</p> <p>(1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市、都 城市及び延 岡市
[略]		[略]	
<p>13の5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第8条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第8条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第9条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第9条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市及び 都城市	<p>13の5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第8条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第8条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第9条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第9条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	宮崎市、都 城市及び延 岡市
13の6 臨床検査技師等に関する法律施行令(宮崎市及び	13の6 臨床検査技師等に関する法律施行令(宮崎市、都

<p>昭和33年政令第 226号) による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の規定による申請の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第 3 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 6 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 6 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 7 条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第 7 条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>都城市</p>	<p>昭和33年政令第 226号) による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の規定による申請の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第 3 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 6 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 6 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 7 条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第 7 条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>城市及び延 岡市</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>13の 8 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号） による次の事務</p> <p>(1) 第 3 条の規定による申請の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 6 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 9 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 9 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第10条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第10条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市及び 都城市</p>	<p>13の 8 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号） による次の事務</p> <p>(1) 第 3 条の規定による申請の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 6 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 9 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 9 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第10条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第10条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市、都 城市及び延 岡市</p>
<p>13の 9 理学療法士及び作業療法士法施行令（ 昭和40年政令第 327号）による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の規定による申請の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第 3 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 6 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 6 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 7 条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第 7 条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市及び 都城市</p>	<p>13の 9 理学療法士及び作業療法士法施行令（ 昭和40年政令第 327号）による次の事務</p> <p>(1) 第 1 条の規定による申請の受理に関する こと。</p> <p>(2) 第 3 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(3) 第 4 条第 1 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(4) 第 5 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(5) 第 6 条第 2 項の規定による申請の受理 に関すること。</p> <p>(6) 第 6 条第 5 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 7 条第 1 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第 7 条第 2 項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市、都 城市及び延 岡市</p>

<p>13の10 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)による次の事務</p> <p>(1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市及び 都城市</p>	<p>13の10 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)による次の事務</p> <p>(1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市、都 城市及び延 岡市</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>18 [略]</p>		<p>18 [略]</p> <p>18の2 クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による受験願書の受理に関すること。</p> <p>(2) 第4条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第6条第2項の規定による免許証の提出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第8条の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第9条の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p> <p>(7) 第10条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(8) 第10条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市</p>
<p>18の2 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務</p> <p>(1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関すること。</p> <p>(2) 第37条の規定による給水停止命令((1)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市、日向市、えびの市、高原町、国富町、木城町、門川町及び美郷町</p>	<p>18の3 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務</p> <p>(1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関すること。</p> <p>(2) 第37条の規定による給水停止命令((1)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市、日向市、えびの市、高原町、国富町、木城町、川南町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町及び日之影町</p>
<p>18の3 [略]</p>		<p>18の4 [略]</p>	
<p>18の4 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、</p>	<p>18の5 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、</p>

	<p>国富町、綾町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町</p>		<p>えびの市、高原町、国富町、綾町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町</p>
<p>18の5～18の13 [略]</p>		<p>18の6～18の14 [略]</p>	
<p>18の14 [略]</p>		<p>18の15 [略]</p>	
		<p>18の16 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による次の事務（その地区が右欄の市町村の区域内である農事組合法人に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第72条の12の6の規定による選任に関すること。</p> <p>(2) 第72条の12の8第3号の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(3) 第72条の13第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第72条の16第4項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第72条の17第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第72条の18第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第72条の18の9第3項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</p> <p>(8) 第72条の18の9第4項の規定による意見の陳述に関すること。</p> <p>(9) 第72条の18の10の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第73条の12の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第89条第2項の規定による登記の嘱託に関すること。</p> <p>(12) 第93条第1項の規定による報告の徴収又は提出の命令に関すること。</p> <p>(13) 第94条第2項の規定による検査に関すること。</p> <p>(14) 第95条第1項の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(15) 第95条第2項の規定による業務の停止命令又は役員の変更命令に関すること。</p> <p>(16) 第95条の2の規定による解散命令に関すること。</p> <p>(17) 第95条の3第1項の規定による官報への掲載に関すること。</p>	<p>都城市</p>
<p>18の15 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2</p>	<p>各市町村（高鍋町及び</p>	<p>18の17 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2</p>	<p>各市町村</p>

<p>号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定による申請の受理に関すること。</p>	<p><u>新富町を除く。</u></p>	<p>号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定による申請の受理に関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>24 土地区画整理法による次の事務(同法第3条第1項又は第2項の規定により個人施行者(市長が個人施行者となるものを除く。)又は<u>土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業(1の市の区域に属するものに限る。)に係るものに限る。)</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第9条第3項の規定による施行者の氏名等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>(10)～(14) [略]</p> <p>(15)～(18) [略]</p> <p>(19)～(21) [略]</p>	<p>都城市、延岡市及び日向市</p>	<p>24 土地区画整理法による次の事務(同法第3条第1項から第3項までの規定により個人施行者(市長が個人施行者となるものを除く。)、<u>土地区画整理組合又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業(1の市の区域に属するものに限る。)</u>に係るものに限る。)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第9条第3項(第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定による施行者の氏名等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>第14条第2項の規定による組合設立の認可に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第14条第3項の規定による事業計画の認可に関すること。</u></p> <p>(12)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>第21条第4項の規定による組合の名称等の公告に関すること。</u></p> <p>(18) <u>第28条第8項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理に関すること。</u></p> <p>(19)～(22) [略]</p> <p>(23) <u>第39条第5項の規定による定款又は事業基本方針の変更に係る事項の公告に関すること。</u></p> <p>(24)～(26) [略]</p> <p>(27) <u>第51条の2第1項の規定による区画整理会社施行の認可に関すること。</u></p> <p>(28) <u>第51条の8第1項(第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定による規準及び事業計画の縦覧に関すること。</u></p> <p>。</p> <p>(29) <u>第51条の8第2項(第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理に関すること。</u></p> <p>(30) <u>第51条の8第3項(第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の処理に関すること。</u></p> <p>(31) <u>第51条の8第5項(第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定による申告の受理、規準及び事業計画の縦覧並びに意見書の受理及び処理に関すること。</u></p> <p>。</p> <p>(32) <u>第51条の9第3項(第51条の10第2項及び第51条の11第2項において準用する場合を含む。)の規定による施行者の名称等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に</u></p>	<p>都城市、延岡市及び日向市</p>

<p>(22)～(34) [略]</p> <p>(35) [略]</p> <p>[略]</p>		<p>関すること。</p> <p>(33) 第51条の10第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(34) 第51条の11第1項の規定による区画整理会社の合併若しくは分割又は土地区画整理事業の譲渡及び譲受けの認可に関すること。</p> <p>(35) 第51条の13第1項の規定による区画整理会社施行の廃止又は終了の認可に関すること。</p> <p>(36) 第51条の13第4項において準用する第51条の9第3項の規定による施行者の名称等の公告に関すること。</p> <p>(37)～(49) [略]</p> <p>(50) 第125条の2第1項の規定による区画整理会社に対する施行の検査に関すること。</p> <p>(51) 第125条の2第2項の規定による区画整理会社に対する施行の検査に関すること。</p> <p>(52) 第125条の2第3項の規定による区画整理会社に対する措置命令に関すること。</p> <p>(53) 第125条の2第4項の規定による区画整理会社の施行の認可の取消しに関すること。</p> <p>(54) 第125条の2第5項の規定による区画整理会社の施行の認可の取消しの公告に関すること。</p> <p>(55) [略]</p> <p>[略]</p>	
---	--	---	--

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年3月23日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表2の項、3の項、8の2の項及び13の8の項の改正規定は公布の日から、同表19の2の項の改正規定（「及び清武町」を削る部分を除く。）は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第53号

宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第1条 大規模地震等の災害時における適切な医療提供体制の維持を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、医療施設の耐震化整備事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第54号

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成11年宮崎県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（客引き行為の禁止）</p> <p>第 4 条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>身体又は衣服を捕らえること、所持品を取り上げることその他の不安等を覚えさせるような方法により、執ように客引きをしてはならない。</u></p>	<p>（客引き行為等の禁止）</p> <p>第 4 条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>（1）次に掲げる行為について、<u>客引き（ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）</u>をすること。</p> <p>ア <u>人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供</u></p> <p>イ <u>歓乐的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</u></p> <p>ウ <u>人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食させる営業に関する情報の提供</u></p> <p>エ <u>深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供</u></p> <p>（2）前号ア又はイに掲げる行為（同号イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。）について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。</p> <p>（3）<u>売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ちをすること。</u></p> <p>（4）次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。</p> <p>ア <u>人の性的好奇心をそそる行為</u></p> <p>イ <u>歓乐的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなす行為</u></p> <p>（5）<u>第 1 号、第 3 号及び前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえること、所持品を取り上げることその他の不安等を覚えさせるような方法により、執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。</u></p> <p>2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。</p> <p>3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>第 1 項第 1 号イ、ウ又はエに掲げる行為（同号イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。）</u>について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客又は利用者となるよう誘引してはならない。</p> <p>4 <u>警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っている</u>と認められる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべきことその他の当該</p>

(罰則)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、6 月以下の懲役、20万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。

違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 何人も、第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為（以下「客引き等」という。）の状況等を勘案してこの項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待ってはならない。

6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待っていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つことをやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第 6 条 第 2 条又は前条の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 1 00万円以下の罰金に処する。

第 7 条 第 3 条の規定に違反した者は、6 月以下の懲役、20万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。

第 8 条 第 4 条第 2 項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 00万円以下の罰金に処する。

第 9 条 第 4 条第 1 項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6 月以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。

第 10 条 第 4 条第 4 項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第 11 条 第 4 条第 6 項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(両罰規定)

第 12 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。